

台湾における介護マーケットの現状と 介護保険導入の動向 第1回

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
ライフサイエンス・ヘルスケア担当
細見 真司

はじめに

高齢化社会に伴う介護サービスへの需要とその傾向の高まりを受け、台湾政府の衛生福利部(日本の厚生労働省に相当)が推進している長期介護に関する規定または法的基盤となる「長期照顧服務法」(以下、長期介護サービス法)が度重なる協議の末、2015年6月15日に国会にて可決された。

これを持って該当する法案の実施が2019年から開始の予定となり、心身の能力を喪失した要介護状態が6カ月以上継続する者は、年齢を問わず全て介護サービス提供の対象となる。

今後の台湾における介護政策および民間会社の介護事業への取り組みについて、日本がこれまでに整備してきた社会保障の制度設計や民間介護事業者が培ってきた介護オペレーションによって事業機会が増えていくことが予測される。

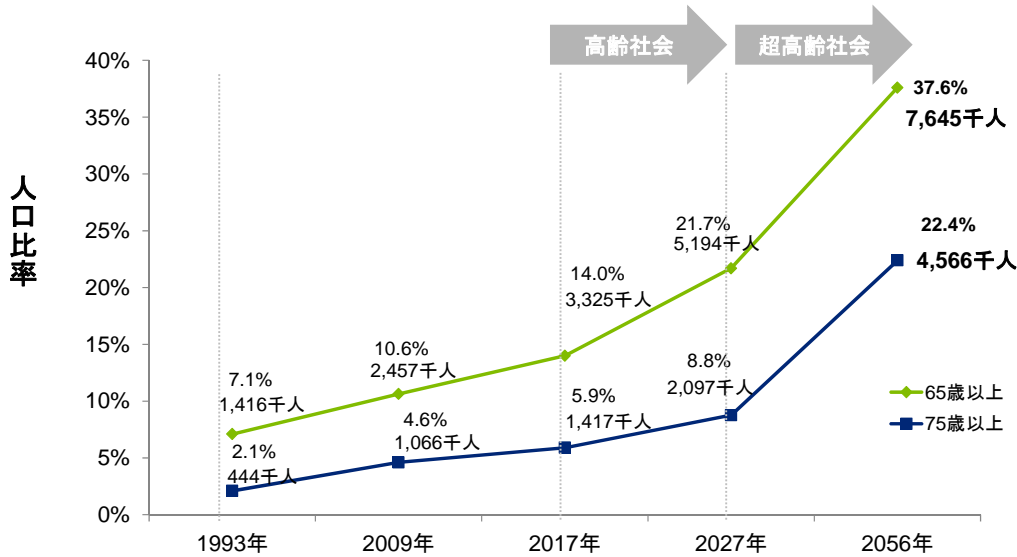
そこで、台湾における介護マーケットの現状と将来性について、第1回目では、介護保険が導入されるに至った経緯とその概要を解説し、第2回目では、介護マーケットでの外国人労働者の存在、認知症ケアの現状、そして介護保険実施にあたっての財源の確保の問題について解説する。

1. 台湾高齢化社会の実情

台湾では近年、高齢化が急速に進んでいる。1993年に高齢化率が7%を越え高齢化社会に突入、台湾政府行政院衛生署が発表した2014年の統計では、65歳以上の老人人口は人口2343万人のうち281万人であり、人口の約12%を占める。

さらに、将来的には台湾の高齢化率が2027年21.7%、2056年37.6%と予想され、2030年には2014年時点の日本の高齢化率である26.0%(平成27年版高齢社会白書)の水準に達すると見込まれている。

図表 1: 台湾の高齢者人口の動向



出所: 台湾政府行政院衛生署作成「台湾長期照護保険之規劃」より、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社が作成

2. 台湾の高齢者介護制度の歩みとその政策

台湾政府は介護保険制度の導入を検討し、既にドイツおよび日本で実施されている介護保険を参考にすれば台湾での導入はスムーズに進行すると考え、2001年9月から2003年9月まで「長期照護體系先導計劃」(台湾における介護保険制度の実験的運用計画)を実施した。

2007年には、日本の高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドプラン)を参考にした10年計画「長期照護10年計画」を策定し、初期2008-2011年、中期2012-2015年、後期2016-2017年に分かれて実施。初期は計画の基礎とモデルを構築、中期はサービス対象や範囲の拡大とネットワークの構築を行い、後期においては、介護保険実施に向かい移行的措置を実施中である。

「長期照護10年計画」の進捗は下記のとおり、居宅・地域ケアや介護手当は進捗しているが、施設ケアについては、ほとんど進捗していない。

図表 2: 「長期照護10年計画」の成果

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	平均伸び率
居宅、地域 ケア	居宅ケア	22,305	22,392	28,398	33,193	37,994	41,486	16.8%
	デイサービス	339	615	898	1,206	1,780	1,878	53.4%

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	平均伸び率
施設ケア	施設数	1,042	1,066	1,063	1,051	1,035	1,035	-0.2%
	定員	53,160	54,567	55,066	55,090	56,910	57,675	2.1%
	利用者数	38,273	40,183	41,519	42,819	42,808	43,496	3.2%
	利用率	72.0%	73.6%	75.4%	76.3%	75.2%	75.4%	

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	平均伸び率
介護手当 (現金給付)	受給者数 (月平均)	6,519	7,263	7,862	8,116	9,042	9,152	8.9%
	支払総額 (月平均、万台湾ドル)	3,177	3,535	3,814	4,062	4,529	4,587	9.6%

出所：台湾衛生福利部統計資料より、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社が作成

3. 介護保険(長期介護サービス法)の導入へ

2008年からの「長期照護10年計画」の実施を通して本格的な介護サービスの提供が検討され、2015年の国会審議により長期介護サービス法が整備されることとなった。主な特徴と現行制度との比較は以下のとおりである。

(1) 長期介護サービス法の目的と適用範囲

- 体系的な介護サービスを構築し、介護と介護支援のサービスの質の確保、普遍的、多元的かつ負担可能なサービスの発展、介護サービス利用者と介護者双方の権利利益の保障を実現することを目的とする。
- 心身の能力を喪失した要介護状態が6カ月以上持続する者に対する介護サービスについて定める。
- 6カ月以上要介護状態にある者は全員、介護サービスの提供対象となり、年齢、性別、障害、疾病、国籍、居住地域等により差別されない

(2) 提供される介護サービスの種類

介護サービスは提供方式により、①居宅型、②地域型、③施設宿泊型、④家庭介護者支援サービス、⑤その他に区分される。

(3) 家庭での介護労働者に対する訓練

家庭での介護労働に従事している外国人介護労働者等が、台湾における介護サービスの重要な担い手となっていることを重視し、その訓練を制度的に実施することが定められた。

(4) 介護サービス利用者の権利利益保障

介護施設の介護サービス提供に当たっての書面契約の締結義務、プライバシーの保護、利用者に対する遺棄、虐待、蔑視、違法な身体拘束等の禁止などが定められている。

図表 3: 台湾における現行制度との比較

(1台湾ドル:3.35円 2016年5月18日現在)

	現行制度	長期介護サービス法施行後
サービス対象	要介護者に対するサービスが中心。サービス利用者に65歳以上等の年齢制限あり	サービス利用者に年齢制限なし。家庭での介護従事者への支援サービスも重視
介護人員	一部に登録義務なし	全員に訓練、認証、登録を義務化
介護施設の評価・情報提供	事業の所管官庁ごとに分散	統一の情報システムを構築
複合型サービス	試行期間	本格実施
サービスの普及促進	規定なし	介護サービス発展基金による補助を実施
居宅・地域型サービス	非営利組織のみが提供可能	民間法人も許可を得て参入可能
施設宿泊型サービス	財団法人が設置	介護財団法人又は介護社団法人が設置
基金	年間1.5~6億台湾ドルの医療整備基金	5年以内に120億台湾ドルの介護サービス発展基金を設置
サービス給付の財源	年間40億台湾ドルの予算支出	介護保険規模は約1100億台湾ドル

出所:台湾衛生福利部社会保険司「長期照顧保險法」草案より、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

4. 導入予定の介護保険の概要

台湾の長期介護サービス法では、14種類の給付が予定されている。

給付項目をみると日本の介護保険制度よりも幅広いサービスが規定されている。

日本にはない介護者手当(現金給付)が条件付きで給付項目に含まれているのが特色である。現金給付は現物給付を補足する性格のものと位置づけられている。介護サービス利用時の自己負担は、サービスの種類に関係なく15%の予定(上限あり)である。

図表 4: 長期介護サービス法の概要

(具体的なサービス形態については未定)

保険者	中央健康保険署（衛生福利部が扱い、医療保険と同じ保険者）
被保険者	全住民（住民登録の期間などの条件がある。外国人（6ヶ月以上滞在）も加入できる） 被保険者の分類、保険加入などは「全民健康保険」の規定による
要介護認定	介護サービスの利用は「介護管理センター」での要介護認定、ケアプランの作成を経て行われる 要介護認定はコンピュータによる1次判定のみ 要介護度の段階は未定（重度、中度、軽度の3段階の予定）
ケアマネジメント	要介護認定のときにケアプランも作成
財源	政府、事業主、被保険者の3者で負担（割合は未定）
保険料	所得に賦課して保険料の計算、徴収 保険料負担割合（被保険者、雇用主、政府） 補充保険料（財産収入などに賦課する保険料）の計算
自己負担	15%（サービス利用ごとに） （低所得者などには減免あり、1年間の上限あり）
給付	ケアプランに基づいて給付（居宅、地域、施設ケア） 14種類のサービス 1. 身体介護 2. 生活支援 3. 見守り 4. (訪問)看護 5. リハビリ 6. 福祉用具 7. 住宅改修 8. 移送サービス 9. レスパイトケア 10. 介護訓練 11. 介護情報提供 12. 声かけ 13. 介護者手当 14. その他
給付外項目	施設での食費および居住費、証明書、健康保険等で給付されたものは除外される
介護報酬の支払	さまざまな支払い方法を採用（1日当たり、1回当たりの金額など）
介護保険事業者	・ 衛生福利部の評価に合格した事業者 ・ 情報公開制度を当初から導入

出所: 台湾衛生福利部社会保険司「長期照顧保險法」草案より、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社作成

おわりに

台湾では 2016 年 5 月に政権交代が行われ、「長期介護サービス法」についても 2019 年の実施に向けて具体的な施策が打ち出されていくことになる。介護保険の予算規模についてはまだ未定の部分が多いが、実施されれば民間参入のマーケットが大きく拡大し、すでに一定の介護オペレーションが確立された日本の事業会社との連携を模索する動きも活発になってくることが予測される。

本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。